

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2011年8月12日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐治 信忠
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営管理本部長兼財經本部長 千地 耕造
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営管理本部長兼財經本部長 千地 耕造
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 631,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	950,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用していません。

(注) 1. 2011年3月30日(水)開催の定時株主総会における募集事項の決定の取締役会への委任決議及び2011年8月11日(木)開催の取締役会決議により行うものであります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	950,000株	631,750,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	950,000株	631,750,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
665	-	1株	2011年8月29日(月)~ 2011年8月31日(水)	-	2011年8月31日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サントリーホールディングス株式会社 総務部	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目5番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
631,750,000	200,000	631,550,000

(注) 新規発行による手取金とありますが、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額631,550,000円は、全額を2011年12月末までに長期借入金返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要		
名称	サントリー持株会	
所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	
出資額	14,445百万円	
組成目的	当社と当社の従業員であるサントリー持株会の会員とが一体となって当社グループの発展のために努力するとともに、会員の財産形成に資することをその目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員 100%	
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 鎌倉 行宏
	住所	東京都品川区
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	29,657,549株
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事(理事長1名、副理事長1名を含む)を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	退会者の持分を再配分するまでの間、当社が退会者からの買取り代金を一時的に立替えております。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2011年7月31日現在のものです。

2. サントリー持株会は、当社の従業員持株会であります。

**(2) 割当予定先の選定理由**

当社従業員の財産形成及び経営への参画意識醸成を通じて当社グループの企業価値の向上を図るため、サントリー持株会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

**(3) 割り当てようとする株式の数**

当社普通株式 950,000株

**(4) 株券等の保有方針**

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

**(5) 払込みに要する資金等の状況**

当社は、割当予定先より、当社従業員である会員の拠出金によって払込みを行う予定である旨を確認しており、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

**(6) 割当予定先の実態**

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行使します。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする従業員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

**2【株券等の譲渡制限】**

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要しません。

**3【発行条件に関する事項】****(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方**

発行価格につきましては、連結簿価純資産方式(直前の当社定時株主総会に提出された決算日現在の当社の連結貸借対照表の株主資本の額から配当金を控除した額を決算日当日における当社の発行済株式総数で除する方法)に基づき算定しております。当該方式は算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、有利発行に該当しないものと判断しております。

**(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方**

発行数量につきましては、本自己株式処分による発行数が発行済株式総数に占める割合が0.14%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
寿不動産株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	613,818	90.23	613,818	90.10
サントリー持株会	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	29,657	4.36	30,607	4.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,871	1.01	6,871	1.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	6,871	1.01	6,871	1.01
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	6,871	1.01	6,871	1.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,871	1.01	6,871	1.01
サントリーホールディングス株式会社(自己株式)	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	6,850	-	5,900	-
公益財団法人サントリー生命科学財団	大阪府三島郡島本町若山台一丁目1番1号	3,590	0.53	3,590	0.53
佐治 信忠	東京都港区	652	0.10	652	0.10
鳥井 道夫	神戸市東灘区	489	0.07	489	0.07
計	-	682,544	99.33	682,544	99.33

(注) 1. 2011年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨て表示しております。

3. 鳥井道夫氏は、2011年2月6日に逝去されました。鳥井道夫氏名義の株式は、2011年8月12日現在、名義書換未了であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第2期有価証券報告書の提出日（2011年3月31日）以後本有価証券届出書提出日（2011年8月12日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2011年8月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 最近の業績の概要

2011年8月8日に公表した第3期中間連結会計期間（自2011年1月1日至2011年6月30日）に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、これらの中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了したものではありませんので、中間監査報告書は受領していません。



## 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2010年12月31日現在)		当中間連結会計期間末 (2011年6月30日現在)		増減 金額	前中間連結会計期間末 (2010年6月30日現在)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)		金額	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産	617,792	39.4	674,064	40.7	56,271	570,561	37.1
現金及び預金	133,822		189,295		55,473	92,860	
受取手形及び売掛金	240,015		227,430		12,585	225,097	
有価証券	-		-		-	12,606	
たな卸資産	157,588		190,726		33,138	172,345	
その他	87,327		67,568		19,759	68,754	
貸倒引当金	960		956		4	1,102	
固定資産	949,673	60.6	982,866	59.3	33,192	964,698	62.8
1.有形固定資産	379,225		396,408		17,183	384,927	
建物及び構築物	126,873		129,646		2,772	132,733	
機械装置及び運搬具	90,245		99,135		8,889	92,843	
工具、器具及び備品	57,347		58,527		1,179	55,743	
土地	82,742		85,074		2,331	83,052	
その他	22,015		24,025		2,009	20,553	
2.無形固定資産	384,288		402,803		18,514	395,041	
のれん	369,268		387,404		18,135	379,682	
その他	15,019		15,398		379	15,358	
3.投資その他の資産	186,160		183,654		2,505	184,729	
投資有価証券	98,272		95,292		2,980	93,563	
その他	92,486		92,880		394	95,877	
貸倒引当金	4,598		4,518		80	4,711	
繰延資産	829	0.0	978	0.0	149	859	0.1
資産合計	1,568,296	100.0	1,657,909	100.0	89,613	1,536,119	100.0

(注)

有形固定資産に対する減価償却累計額	631,180	636,987	5,806	634,693
-------------------	---------	---------	-------	---------

科目	前連結会計年度 (2010年12月31日現在)		当中間連結会計期間末 (2011年6月30日現在)		増減	前中間連結会計期間末 (2010年6月30日現在)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	金額	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債	538,937	34.4	574,297	34.6	35,360	538,206	35.0
支払手形及び買掛金	82,418		87,790		5,371	125,754	
電子記録債務	89,803		96,001		6,198	-	
短期借入金	101,907		93,982		7,924	109,310	
1年内償還予定の社債	1,638		31,010		29,371	7,146	
未払酒税	42,688		26,505		16,183	27,017	
未払消費税等	8,049		5,889		2,159	5,158	
未払法人税等	17,989		14,762		3,227	13,015	
未払金	85,090		87,428		2,338	94,025	
未払費用	53,722		58,228		4,505	72,562	
賞与引当金	8,797		8,809		11	8,429	
その他	46,829		63,888		17,059	75,786	
固定負債	582,380	37.1	599,602	36.2	17,221	577,263	37.6
社債	209,750		201,947		7,803	176,255	
長期借入金	262,679		291,929		29,249	294,008	
退職給付引当金	10,469		10,913		443	10,405	
役員退職慰労引当金	727		412		315	690	
その他	98,753		94,399		4,353	95,902	
負債合計	1,121,317	71.5	1,173,899	70.8	52,582	1,115,469	72.6
(純資産の部)							
株主資本	462,936	29.5	485,651	29.3	22,714	436,352	28.4
資本金	70,000		70,000		-	70,000	
利益剰余金	392,936		420,309		27,373	366,352	
自己株式	-		4,658		4,658	-	
評価・換算差額等	41,057	2.6	25,593	1.5	15,463	40,722	2.6
その他有価証券評価差額金	10,158		8,456		1,702	9,432	
繰延ヘッジ損益	853		243		610	1,038	
為替換算調整勘定	50,362		33,806		16,556	49,116	
新株予約権	38	0.0	38	0.0	-	28	0.0
少数株主持分	25,060	1.6	23,912	1.4	1,147	24,991	1.6
純資産合計	446,978	28.5	484,010	29.2	37,031	420,650	27.4
負債純資産合計	1,568,296	100.0	1,657,909	100.0	89,613	1,536,119	100.0

## 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2010年 1月 1日 至 2010年 6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日)		増減 金額	前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	
	金額	百分比 (%)	金額	百分比 (%)		金額	百分比 (%)
売上高	812,967	100.0	833,179	100.0	20,212	1,742,373	100.0
売上原価	409,147	50.3	412,201	49.5	3,054	874,794	50.2
売上総利益	403,820	49.7	420,978	50.5	17,157	867,579	49.8
販売費及び一般管理費	362,749	44.6	370,302	44.4	7,553	760,851	43.7
営業利益	41,071	5.1	50,676	6.1	9,604	106,727	6.1
営業外収益	2,350	0.3	2,383	0.3	33	4,269	0.3
受取利息	516		419		97	857	
受取配当金	1,087		1,182		94	1,694	
雑収入	745		781		35	1,716	
営業外費用	5,554	0.7	4,617	0.6	936	10,157	0.6
支払利息	4,606		3,939		666	8,813	
雑支出	947		678		269	1,343	
経常利益	37,867	4.7	48,441	5.8	10,573	100,839	5.8
特別利益	1,560	0.2	1,174	0.1	385	2,500	0.1
固定資産売却益	246		-		246	309	
投資有価証券売却益	925		590		334	1,025	
関係会社株式売却益	-		176		176	-	
その他	389		407		18	1,165	
特別損失	5,124	0.7	12,823	1.5	7,699	16,630	0.9
固定資産廃棄損	1,624		1,730		106	4,133	
減損損失	662		-		662	5,151	
関係会社整理損	2,271		-		2,271	3,584	
震災関連費用	-		5,635		5,635	-	
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額	-		2,614		2,614	-	
その他	566		2,842		2,276	3,760	
税金等調整前中間(当期)純利益	34,304	4.2	36,793	4.4	2,488	86,709	5.0
法人税、住民税及び事業税	17,899	2.2	607	0.1	17,292	35,694	2.1
法人税等調整額	-	-	-	-	-	4,211	0.2
少数株主損益調整前中間 (当期)純利益	-	-	36,185	4.3	-	-	-
少数株主利益	2,960	0.3	2,628	0.3	332	6,775	0.4
中間(当期)純利益	13,443	1.7	33,557	4.0	20,113	40,027	2.3

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2010年 1月 1日 至 2010年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日)	前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	34,304	36,793	86,709
減価償却費	22,080	24,521	45,068
のれん償却額	11,044	10,831	21,780
受取利息及び受取配当金	1,604	1,602	2,552
支払利息	4,606	3,939	8,813
減損損失	662	-	5,151
固定資産廃棄損	1,624	1,730	4,133
売上債権の増減額(は増加)	6,655	15,892	22,738
たな卸資産の増減額(は増加)	11,354	25,880	2,365
仕入債務の増減額(は減少)	6,250	803	9,766
未払酒税及び未払消費税等の増減額(は減少)	18,528	18,582	42
その他	30,818	21,691	30,769
小計	73,248	68,532	189,309
利息及び配当金の受取額	1,711	1,677	3,261
利息の支払額	4,891	3,056	8,847
法人税等の支払額	28,518	20,626	44,274
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,550	46,527	139,449
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	268	2	254
定期預金の払戻による収入	30,065	9	30,050
有価証券の売却及び償還による収入	-	-	588
短期貸付金の増減額(は増加)	21	104	16
有形及び無形固定資産の取得による支出	26,631	25,558	55,097
有形及び無形固定資産の売却による収入	352	781	572
投資有価証券の取得による支出	74	3,447	3,780
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,205	1,568	2,421
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3,475	14,260	3,513
その他	736	2,661	828
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,887	43,676	28,200

科目	前中間連結会計期間 (自 2010年 1月 1日 至 2010年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日)	前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)
	金額	金額	金額
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (は減少)	5,309	903	46,399
長期借入れによる収入	8,366	45,273	15,712
長期借入金の返済による支出	9,563	26,695	13,463
長期預け金の減少額	466	1,701	1,037
社債の発行による収入	-	21,395	34,874
社債の償還による支出	32,075	658	39,183
リース債務の返済による支出	848	1,278	1,916
配当金の支払額	4,809	6,184	4,809
少数株主への配当金の支払額	4,364	3,696	6,711
その他	66	4,380	198
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,071	26,380	60,661
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,170	756	4,199
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,803	29,988	46,388
現金及び現金同等物の期首残高	112,656	159,044	112,656
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	104,852	189,032	159,044

### 3 自己株式の取得等の状況

第2期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は以下の通りであります。

株式の種類 普通株式

#### 1 取得状況

##### (1) 株主総会決議による取得の状況

2011年8月12日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
株主総会(2011年3月30日)での決議状況 (取得期間 2011年3月30日~2012年3月29日)	6,850,748		4,658,508,640
報告期間における取得自己株式(取得日)	4月4日	6,850,748	4,658,508,640
計	-	6,850,748	4,658,508,640
自己株式取得の進捗状況(%)	100		100

##### (2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はありません。

#### 2 処理状況

該当事項はありません。

#### 3 保有状況

2011年8月12日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	687,136,196
保有自己株式数	6,850,748

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 2010年1月1日 至 2010年12月31日	2011年3月31日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書平成22年 3月29日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

---

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の平成21年2月16日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. (セグメント情報)の【事業の種類別セグメント情報】注7及び【所在地別セグメント情報】注7に記載のとおり、会社は全社共通費用の取り扱いを変更した。
2. 会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成21年11月12日付の株式取得により連結子会社となったOrangina Schweppes Holdings S. à r. l.、その連結子会社24社及び関連会社2社の財務報告に係る内部統制について、株式の追加取得が会社の連結会計年度末日直前に行われ、内部統制の評価には相当期間を要することから、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、連結会計年度末日現在の内部統制評価から除外している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2011年3月25日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2010年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は2011年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方の拠点等において、一部に被害が発生している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2010年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2010年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。  
2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 3月29日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の平成21年2月16日から平成21年12月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2011年3月25日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2010年1月1日から2010年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2010年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。